

平成 30 年 3 月 23 日

(件名)

## 特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

静岡県くらし・環境部県民生活課

(要旨)

特定非営利活動促進法に基づき、以下の 5 法人について設立の認証の取消しを行った。

(平成 29 年度中に取消しを行った法人)

	法人名	主たる事務所の所在地	取消し 根拠	認証取消日
1	特定非営利活動法人 宝珠※1	沼津市東原 566 番地の 1	法第 43 条 第 1 項	平成 30 年 2 月 14 日
2	特定非営利活動法人 ピクトフラッシュ※1	沼津市本松下 849 番地の 13 エンゼルハイム千本 浜公園 403		
3	特定非営利活動法人 錬堂塾	伊東市八幡野 1307 番地の 5		平成 30 年 3 月 6 日
4	特定非営利活動法人 ヒト・トキ	榛原郡川根本町千頭 1007 番地の 1		
5	特定非営利活動法人 ミッサン・ヘスタウラソン 回復の会	袋井市諸井 941 番地の 1 (法人登記： 磐田市国府台 7-5)		

※1 権限移譲市である沼津市による処分

(根拠)

- ・特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。